

# 愛知県保険医協会

発行：愛知県保険医協会

住所：〒466-8655名古屋市昭和区妙見町19-2

TEL：052-832-1345 FAX：052-834-3512

ホームページ <https://aichi-hkn.jp/> e-mail [aichi-hkn@doc-net.or.jp](mailto:aichi-hkn@doc-net.or.jp)

# 学生会員ニュース No.61

## 【学生会員のみなさんへ】

もうすぐ新年度ですね。最近では新型コロナウイルスのニュースが連日止まりません。早く収束に向かうことを願うばかりです。今年度もさまざまなテーマをお送りしていきますので保険医協会と学生会員ニュースをよろしくお願ひいたします。今回は「診療報酬改定」について取り上げてみました。ぜひご覧ください。



## 診療報酬って？

診療報酬は、保険診療の際に医療行為等の対価として支払われる報酬のことです。診療報酬点数表に基づいて計算され、1点＝10円です。みなさんが、将来医師、歯科医師になって行う医療行為には、算定できる点数やルールが決められています。例えば医科の初診料は288点で2,880円となります。この診療報酬は国が定めており、診療所と病院で若干の差はあれ、日本全国、基本的に同じ医療行為を行えば、同じ点数を算定することになります。

## 2020年の改定の特徴は？

診療報酬は、2年ごとに改定が行われます。偶数年が改定の年で、2020年は改定の年です。昨年12月に、加藤厚労大臣と麻生財務大臣が診療報酬全体（ネット改定率／薬価等含む）の改定率をマイナス0.46%とすることで合意。消費税対応を除いて安倍政権下では4回連続のマイナス改定となりました。（右表）

診療報酬本体改定率の推移

年度	2012年度	2014年度	2016年度	2018年度	2020年度	
ネット改定率	0.004%	-1.26%	-1.43%	-1.24%	-0.46%	
本体改定率	全体	1.38%	0.10%	0.49%	0.55%	0.47% (+0.08%)*1
	医科	1.55%	0.11%	0.56%	0.63%	0.53%
	歯科	1.70%	0.12%	0.61%	0.69%	0.59%
	調剤	0.46%	0.04%	0.17%	0.19%	0.16%

※ \*1は働き方改革の特例的対応分。

※ 2016年度、2018年度のネット改定率は、外枠での削減を含めた改定率。

※ 2014年度の改定率は消費税対応分を除外した実質改定率。

技術料に關与する診療報酬本体の改定率は、消費税財源を活用した救急病院における勤務医の働き方改革の特例的対応分0.08%を除くと、0.47%（医科0.53%、歯科0.59%、調剤0.16%）の引き上げとなりましたが、薬価等で1.01%（薬価0.99%、材料価格0.02%）の引き下げとなるため、トータルではマイナス改定となっています。薬価引き下げの財源が本体改定部分に回されず、本体改定率の引き上げはわずかであり、医療機関の経営と医療従事者の待遇改善につながる十分な財源が確保されたとは到底言えない内容です。

## 医療の質、担保するには診療報酬の大幅引き上げが必要です

診療報酬は、保険診療の質と量そのものを規定するものであり、国民に安心・安全な医療提供を保障するためには、十分な財源の確保が必要です。また、安定的な地域医療の継続に不可欠な原資となるもので、診療報酬の引き下げは地域医療の崩壊を招きかねません。保険医協会・保団連は、引き続き医療従事者の人件費を保障し、医療の質を担保するために診療報酬の大幅引き上げを強く求めています。

学生会員ニュースのバックナンバーはこちらから ↓



学生会員ニュースバックナンバーはこちらから ↓